

意見書

(平成15年度第7回再評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成15年12月15日に開催した平成15年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸環境整備事業1箇所、港湾事業1箇所、道路事業2箇所、都市公園事業5箇所の再審査依頼及び水道事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、県、市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

各審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 農業農村整備事業

6番 島勝地区海岸環境整備事業【再審査箇所】

6番については平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。平成15年9月2日に開催した第2回三重県公共事業再評価審査委員会で審査を行った結果、離岸堤(潜堤)延長の必要性について判断できる資料が不足していた。

今回、第3回三重県公共事業評価審査委員会において再審査を行った結果、工事費と工事箇所について第2回三重県公共事業再評価審査委員会において提出された資料と不整合であり資料の信頼性に欠けるのものと考える。また、潜堤の施工による湾内の生物環境への影響についても説明不足であった。したがって、次の説明資料の提出を待つて再々審議とする。

一、事業本来の目的と追加事業の整合性に関わる資料

一、年間、維持管理の具体的な内容と経費

(2) 港湾事業

26番 鳥羽港港湾改修【再審査箇所】

26番については、平成6年度に事業着手し、概ね10年を経過して継続中の事業である。平成15年10月1日に開催した第3回三重県公共事業再評価審査委員会で審査を行った結果、当事業は、鳥羽マリンタウン21構想のインフラ整備と考えられたがこの構想を評価できうる資料が不足していた。

今回、第3回三重県公共事業評価審査委員会において再審査を行った結果、事業継続を了承する。

ただし、次の点に意見を付するものである。

一、事業の推進に当たっては、事業計画についていっそう住民に周知するとともに、住民参画を図っていくよう求めるものである。

一、残事業については、計画、実施面においてコスト縮減に努めること。

(3) 道路事業

14番 一般国道260号下津浦拡幅【再審査箇所】

15番 一般国道260号志摩バイパス【再審査箇所】

14番、15番については、昭和63年度に事業着手し、平成10年度に再評価対象事業として一度審査を経た事業であり、その後概ね5年を経過して継続中の事業である。

平成15年11月27日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会で審査を行った結果、総事業費が平成10年度に行った再評価時点に比べ多額の増額となっており、増額に至った時系列的経緯および事業決定過程が不明確なためその妥当性を判断できず、したがって、今後の事業計画についても信頼性に乏しいと判断した。

今回、第3回三重県公共事業評価審査委員会において再審査を行った結果、事業継続を了承する。

(4) 都市公園事業 [県事業]

35番 北勢中央公園【再審査箇所】

36番 大仏山公園【再審査箇所】

(5) 都市公園事業 [市町村事業]

107番 山崎運動公園 [熊野市]【再審査箇所】

108番 町民の森公園 [河芸町]【再審査箇所】

109番 安濃中央総合公園 [安濃町]【再審査箇所】

35番については昭和58年度に、36番については昭和55年度に、107番については昭和54年度に、108番については昭和55年度に、109番については昭和57年度にそれぞれ事業着手し、平成10年度に再評価対象事業として一度審査を経た事業であり、その後概ね5年を経過して継続中の事業である。

平成15年11月27日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会で審査を行った結果、35番については、残事業計画の妥当性が認められなかった。また、35番も含めて、36番、107番、108番、109番については、費用対効果分析のうち、便益計算について、実態を反映しない原単位をもって計算するなど画一的にマニュアルを用いていたことから、事業効果の妥当性を客観的に判断できなかった。また、費用計算についても、事業採択当時から著しく事業費が増加しており、事業目的とそれに要する費用の考え方が不明確であった。

今回、第3回三重県公共事業評価審査委員会において再審査を行った結果、事業継続を

了承する。

ただし、次の意見を付するものである。

一、35番については、残事業計画について住民ニーズの把握や既存の施設との有効利用を考慮しコスト削減に努められたい。

一、36番については、早期完成に努められたい。

一、107番については、遊水機能への影響が懸念される当初の立地計画については遺憾であるが、今後は、このようなことの無いよう的確な計画に努められたい。

一、108番、109番については、新市計画を踏まえ各公園間の役割分担を考え、一層のコスト削減に努めること。

一、公園事業全般について、住民の責任ある参画を促し適正な維持管理を図るとともに、運営のコスト削減に努めること。

(6) 水道事業

3番 伊賀水道用水供給事業

3番については、平成10年度に事業着手し、5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、水道事業の代替案について説明資料が不足しており、残事業計画の妥当性を判断できない。したがって、これを説明できる資料の提出を待って再審議とする。

(7) 総括意見

今後、公共事業を進めるにあたり、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受けた後、その事業内容を大幅に変更する場合は、チェックできるような仕組みを構築されたい。